

放射線影響対策に関する取組状況（平成 29 年 3 月末）

1 秘書広報室

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <p>① 県政広報誌「いわてグラフ」</p> <p>② 県公式ホームページ</p> <p>③ twitter</p> <p>(2) 風評被害の防止のための県外向け広報</p> <p>関係部局と連携し首都圏及び関西圏での交通広告等、動画配信、記事配信（PRワイヤー）により、「震災からの復興」、「岩手の魅力」を情報発信。</p>
課題	<p>県民の生活環境や食品に対する不安の解消及び県内各種産業に影響を与えている風評被害の払拭（特に、風評被害が残る関西圏を意識した対応が必要）。</p>
<p>H28 取組 実績</p>	<p>過年度に引き続き、県民の安全・安心につながる放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報、風評被害の防止や岩手ファンの拡大につながる「震災からの復興」、「岩手の魅力」の県外向け広報を展開。</p> <p>特に、県外向けの広報では、首都圏に加え、関西圏での交通広告等の情報発信を継続。</p> <p>(1) 放射性物質の現状や放射線影響対策等の県内向け広報</p> <p>① 県政広報誌「いわてグラフ」（年5回発行）</p> <p>「岩手県からのお知らせ」コーナーに「放射線影響対策のお知らせ」を設け、生活空間の放射線量等を掲載。</p> <p>② 県公式ホームページ（放射能に関する情報提供サイト）</p> <p>随時、各部局担当においてデータ更新。</p> <p>③ twitter</p> <p>牛肉、水産物、原乳等の放射性物質の検査結果について広報（県公式HPに掲載の都度）。</p> <p>(2) 風評被害防止のための県外向け広報</p> <p>① 「岩手の魅力」や「復興に取り組む人」のポスターについて、首都圏及び関西圏で交通広告等を実施。</p> <p>② 「岩手の魅力」や「復興に取り組む人」の動画をネット配信。</p> <p>③ 風評被害の払拭を狙いとした物産展等についてPRワイヤーにより記事配信し、関係部局の取組を支援。</p>
<p>H29 取組 予定</p>	<p>概ね同様の取組を継続していく。</p>
備考	

2 総務部

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等の運営</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議(H23～27：計22回開催) 各種方針、汚染廃棄物対応、東京電力に対する損害賠償請求など、県の原発放射線影響対策の重要事項を決定し、関係部局が連携した対策を推進。</p> <p>イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議(H23～27：計10回開催) 市町村等と連携し各種対策を推進するため、県産食材等の安全確保対策、東京電力に対する損害賠償請求に係る支援や県の取組の情報共有等を実施。</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 原子力損害賠償紛争解決センター（以下、「紛争解決センター」という。）の仲介により、平成23年度及び24年度分の損害について、県及び35団体（25市町村及び10広域連合・一部事務組合）と東京電力との間で和解が成立。 平成25年度及び平成26年度分の損害について、東京電力に対し、紛争解決センターでの和解の趣旨を踏まえて賠償に応じるよう求め交渉してきたが、東京電力は賠償範囲を原則として政府指示等に基づき負担した費用等に限定しており、交渉の進展が期待できないことから、東京電力が支払に応じていない損害1億8千万円余について、市町村等と協調し、平成28年3月30日に紛争解決センターへ2回目の和解仲介申立てを実施。</p> <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信 原発事故が本県に与えた影響及び放射線影響対策の取組状況など本県の取組や現状を県内外に広く分かりやすく情報発信し、理解の醸成を図るとともに、風評被害対策や東京電力に対する損害賠償請求等の課題に対する対応等を記録することを目的に、放射線影響対策に係る県の取組をとりまとめた岩手県放射線影響対策報告書を平成26年度から毎年度発行。また、県公式HPに「放射能に関する情報」ページを開設し、最新情報を随時発信。</p>
<p>課題</p>	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等</p> <p>ア 原発放射線影響対策本部本部員会議 県内の空間線量率は、国の除染基準（0.23μSv/h）以下の測定結果が継続し、食品の放射性物質濃度検査も不検出や基準値以下が継続している。 このような状況を踏まえ、県内全域で実施している空間線量率測定のあり方について、検討していく必要がある。 なお、食品等の放射性物質に対する県民の不安は未だ十分に払しょくされていないため、汚染廃棄物、出荷制限品目の解除、東京電力に対する損害賠償請求などの課題について、関係部局が連携した対策を継続して実施する必要がある。</p>

区 分	内 容
	<p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 2回目の紛争解決センターへの和解仲介申立てに係る審理に対応するとともに、市町村等の審理が円滑に進展するよう、市町村等に対し支援をしていく必要がある。 また、原発事故による損害について、市町村と協調して賠償請求を行い、東京電力に対し、速やかに賠償に応じるよう交渉していく必要がある。</p> <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信 汚染廃棄物処理や風評被害対策、損害賠償など現在も継続している課題があることから、県内外の正しい理解を醸成しつつ各種対策を進めていくため継続した情報発信が必要である。</p>
H28 取組 実績	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等 ア 原発放射線影響対策本部本部員会議 ・平成28年6月22日 平成28年度第1回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 ・平成29年3月27日 平成28年度第2回原発放射線影響対策本部本部員会議開催 「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」の改訂について審議 イ 原発放射線影響対策市町村等連絡会議 ・平成28年4月26日に東京電力への損害賠償請求等を議題として開催</p> <p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 ・平成28年4月26日に原発放射線影響対策市町村等連絡会議を開催し、東京電力への損害賠償請求等に関する市町村等の支援を実施。(再掲) ・平成27年度分の損害について、平成28年7月7日に第八次損害賠償請求を実施。請求書手交後、県幹部、市町村長と東京電力との交渉を実施。 ・第八次損害賠償請求分については、県の請求額9億7千万円余に対し、支払額は9億4千万円余、支払率は96.7%となっている。 ・紛争解決センターからの指示に基づき、平成29年3月までに主張書面を3通提出。提出した書面等について、申立て市町村等に情報提供を実施。</p> <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信 ・放射線影響対策に係る県の平成27年度までの取組実績と平成28年度の実施計画等を記した「岩手県放射線影響対策報告書(平成28年度版)」を平成28年6月に発行 ・県公式HP「放射能に関する情報」において、最新の情報を随時発信。</p>
H29 取組 予定	<p>(1) 原発放射線影響対策本部等 ア 原発放射線影響対策本部本部員会議 ・必要な放射線影響対策を関係部局が連携して講じていくため定期的に開催 ・「原子力発電所事故に伴う放射線量等測定に係る対応方針」の改訂について審議</p>

区 分	内 容
	<p>(2) 東京電力に対する損害賠償請求 引き続き市町村と協調し、紛争解決センターの和解仲介制度も活用しながら、東京電力に対し強い姿勢で十分な賠償の実施を求めていく。 また、東京電力への賠償請求及び原発 ADR 審理対応等について、市町村等に助言していく。</p> <p>(3) 放射線影響対策に係る情報発信 引き続き、平成 29 年度において岩手県放射線影響対策報告書を編集・発行するとともに、HP 等による情報発信を継続する。</p>
備考	

3 政策地域部

区 分	内 容														
現状 ・ これ まで の 取組	当部所管の3施設について放射線量の測定を実施している。 <table border="1" data-bbox="304 304 1406 501"> <thead> <tr> <th data-bbox="304 304 874 353">施設名</th> <th data-bbox="874 304 1121 353">所在地</th> <th data-bbox="1121 304 1406 353">測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="304 353 874 403">岩手県先端科学技術研究センター</td> <td data-bbox="874 353 1121 403">盛岡市北飯岡</td> <td data-bbox="1121 353 1406 403">1回／6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 403 874 452">平庭高原自然交流館「しらかばの湯」</td> <td data-bbox="874 403 1121 452">久慈市山形町</td> <td data-bbox="1121 403 1406 452">1回／6月</td> </tr> <tr> <td data-bbox="304 452 874 501">平庭高原体験学習館「森のこだま館」</td> <td data-bbox="874 452 1121 501">葛巻町江刈</td> <td data-bbox="1121 452 1406 501">1回／6月</td> </tr> </tbody> </table>			施設名	所在地	測定頻度	岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月	平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月	平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月
施設名	所在地	測定頻度													
岩手県先端科学技術研究センター	盛岡市北飯岡	1回／6月													
平庭高原自然交流館「しらかばの湯」	久慈市山形町	1回／6月													
平庭高原体験学習館「森のこだま館」	葛巻町江刈	1回／6月													
課題	特になし。														
H28 取組 実績	所管する3施設について、6月に1回の頻度で放射線量の測定を実施した。														
H29 取組 予定	必要に応じて測定回数を増やすなど状況変化に配慮しながら、継続して施設の放射線量の測定を行う。														
備考															

4 環境生活部

区 分	内 容
現状 ・ これま での 取組	<p>1 除染等の支援</p> <p>放射性物質汚染対処特別措置法（以下「特措法」という。）に基づき汚染状況重点調査地域に指定された3市町（一関市、奥州市及び平泉町。以下「3市町」という。）においては、除染実施計画に基づく除染は平成28年度に完了。現場保管されている除去土壌等の処理等の課題解決に向け引き続き支援。</p> <p>2 環境放射能モニタリングの実施</p> <p>平成23年度に体制を強化した測定機器を活用してモニタリングを実施し、正確・迅速に県民等に情報提供。</p> <p>県内10カ所のモニタリングポスト及び県庁舎や公園等の55地点における空間線量率は、平成25年8月以降、全地点で除染基準の$0.23\mu\text{Sv/h}$を下回っている状況。</p> <p>なお、汚染状況重点調査地域である3市町の測定結果は、過去の最大値（平成23年6月）に比べ、概ね30%まで低減しており、今後も数値に大きな変化はないと見込む。</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>放射性物質に汚染された農林業系副産物については、環境省の財政支援を受けて市町村等の既存処理施設で焼却処理が進められており、農林業系副産物を保管している24市町中16市町で処理が完了又は取組中。</p> <p>道路側溝汚泥については、住民理解を得ながら、奥州市の2箇所及び一関市の13箇所に一時保管設備を整備。奥州市では、一時保管されている道路側溝汚泥を含め、市内の道路側溝汚泥を最終処分場に埋め立てる方針を示し、現在処理を進めている。</p> <p>4 水道水の安全確保</p> <p>盛岡市及び3市町の水道水中の放射性物質についてモニタリングを実施。</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査</p> <p>「県産食材等の安全確保方針」に基づき、県内に流通する食品の放射性物質濃度検査を計画的に実施するとともに、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>野生山菜（コゴミ、ワラビの2品目）、野生きのこ（任意の1品目）について、県内全市町村（対象品目が出荷制限等の市町村は除く）を対象に検査を実施し、結果を速やかに公表することにより、県民の食品の放射性物質汚染に対する不安を解消。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施</p> <p>食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、放射性物質検査を実施し、検査結果について、詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し広く情報提供。</p> <p>8 普及啓発の実施</p> <p>県民の放射性物質に対する不安低減のため、放射性物質に関する正しい情報の提供や普及啓発の実施、セミナー開催等による理解の促進。</p>

区 分	内 容
課題	<p>1 除染等の支援等 除去土壌等について、住民の理解や協力のもとに処理を推進していくことが必要。また、県民の安全・安心の確保及び風評被害の防止のため、環境放射能モニタリングを継続し、結果を迅速に公表・周知していくことが必要。</p> <p>2 放射性物質に汚染された廃棄物 農林業系副産物については、放射性セシウム濃度を 8,000Bq/kg以下に抑制しながら焼却処理をしており、なお時間を要する状況。 道路側溝汚泥については、一時保管設備の整備について住民理解を得ながら処理を進めることが必要。また、除染計画区域外は国の財政措置が得られないことから、国へ継続して要望を行うことが必要。</p> <p>3 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施 平成 28 年度の検査結果においても、県内で捕獲された野生鳥獣肉から規制値を超える放射性セシウムが検出されていることから、継続的な放射性物質検査の実施と情報提供の取組が必要。</p>
H28 取組 実績	<p>1 除染等の支援 3 市町との緊密な連携及び情報交換を行い、課題となっている除去土壌等の処理に必要な事項について国への要望を実施。 また、県の低減方針に基づく市町村への県単補助（補助率 1/2）により、局所的に放射線量の高い地点の除染の支援体制を維持。</p> <p>2 環境放射能のモニタリングの実施 空間線量率、降下物、水道水の測定や、環境省と連携して海域、河川の水質調査を実施するほか、原子力規制庁から機器貸与を受け県南地区の道路の走行サーベイ調査を実施。</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物 農林業系副産物については、国に対し、処理が完了するまで焼却処理等への財政措置を継続するよう要望する。また、市町村等における処理計画策定や住民説明については、引き続き県職員を派遣するなど技術的支援を実施。 道路側溝汚泥については、国の財政支援の対象とならない一時保管設備の整備について引き続き財政支援（放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業）や技術的支援を実施。また、国に対し処理基準の早期提示や財政措置の拡充を要望。</p> <p>4 水道水の安全確保 引き続き 3 か月に 1 回、盛岡市及び 3 市町の水道水中の放射性物質の測定を実施し、結果を公表。</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査 県民の不安解消のため、県外産品を含む県内流通食品の放射性物質検査を実施し（200 検体）、より多くの情報を県民に提供。</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査 市町村が搬入した検体を検査し、結果を速やかに公表。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施等 現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、捕獲状況に応じて随時放射性物質検査を実施し、検査結果について詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し、広く情報提供に取り組んだ。</p>

区 分	内 容
	<p>また、出荷制限区域の解除について、より実態に即した解除要件とするよう国への要望を実施。</p> <p>8 普及啓発の実施</p> <p>住民の理解促進に向けたセミナーや行政職員向けのスキルアップセミナー等を開催するほか、啓発用リーフレット等を配布するなど、情報発信の取組を推進。</p>
<p>H29 取組 予定</p>	<p>1 除染等の支援</p> <p>3市町との緊密な連携体制を維持し、情報交換等の支援を行うとともに、除去土壌等の処理に必要な事項について、引き続き国への要望を行う。</p> <p>また、県の低減方針に基づく市町村への県単補助（補助率1/2）により、局所的に放射線量の高い地点の除染の支援体制を維持する。</p> <p>2 環境放射能のモニタリングの実施</p> <p>空間線量率、降下物、水道水の測定や、環境省と連携して海城、河川の水質調査を実施するほか、原子力規制庁から機器貸与を受け県南地区の道路の走行サーベイ調査を実施する。</p> <p>3 放射性物質に汚染された廃棄物</p> <p>農林業系副産物については、国に対し、処理が完了するまで焼却処理等への財政措置を継続するよう要望する。また、市町村等における処理計画策定や住民説明については、引き続き県職員を派遣するなど技術的支援を行う。</p> <p>道路側溝汚泥については、国の財政措置の対象とならない一時保管設備の整備について引き続き財政支援（放射性物質汚染廃棄物処理円滑化事業）や技術的支援を行う。また、国に対し処理基準の早期提示や財政措置の拡大を引き続き要望する。</p> <p>4 水道水の安全確保</p> <p>引き続き3か月に1回、盛岡市及び3市町の水道水中の放射性物質の測定を実施し、結果を公表。</p> <p>5 流通食品の放射性物質濃度の検査</p> <p>県民の不安解消のため、県外産品を含む県内流通食品の放射性物質検査を実施し（200検体を予定）、より多くの情報を県民に提供。</p> <p>6 野生山菜類、野生きのこ類の放射性物質濃度の検査</p> <p>市町村が搬入した検体を検査し、結果を速やかに公表するとともに、基準値超過が確認された場合は、県の公式ホームページ等を通じて広く県民に対し周知。</p> <p>7 野生鳥獣肉の放射性物質検査の実施等</p> <p>食肉として活用されることが多く、現在、出荷制限指示が出されている野生鳥獣肉（ツキノワグマ、ニホンジカ及びヤマドリ）について、規制値を超える放射性セシウムが継続して検出されている県南部を中心に、捕獲状況に応じて随時放射性物質検査を実施し、検査結果について詳細な情報を県の公式ホームページ等で公表し、狩猟者を始め広く情報提供に取り組む。</p> <p>また、出荷制限区域の解除について、より実態に即した解除要件とするよう国へ引き続き要望する。</p> <p>8 普及啓発の実施</p> <p>住民の理解促進に向けたセミナーや行政職員向けのスキルアップセミナー等を開催するほか、啓発用リーフレット等を配布するなど、引き続き情報発信の取組を推進する。</p>
<p>備考</p>	<p>なし</p>


5 保健福祉部


区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	(1) 内部被ばく状況の把握等 平成 23 年度、県南部を中心とする 3 歳～15 歳の子どもを対象として、放射線内部被ばく健康影響調査（尿中放射性物質サンプリング調査）を実施し、有識者会議において「放射性セシウムの内部被ばくによる健康影響は極めて小さいレベルである。」との評価が得られた。 しかし、健康影響調査の継続を求める要望等を踏まえ、平成 24 年度以降も、平成 23 年度調査対象者のうち、調査に協力いただける者について継続調査を実施している。
課題	(1) 内部被ばく状況の把握等 調査結果や有識者会議の評価について、県主催のセミナー、シンポジウムや行政関係者への説明会の場等において説明を行ってきたが、県民の不安・懸念は必ずしも解消されたとはいえない状況であり、内部被ばくへの不安や放射性物質の推移を知りたいなど調査継続への意向が少なからず示されている。
H28 取組 実績	(1) 内部被ばく状況の把握等 ① 放射線内部被ばく健康影響調査（継続調査） 尿中の放射性物質の推移をモニタリングし、そのリスク評価を分かりやすく県民に示していくため、平成 23 年度の調査対象者（132 名）中の希望者に対し、尿中放射性物質の継続調査を実施する。 今年度の参加者 8 名について、一日あたりの尿中放射線セシウム量は、一番高い子どもで 1 Bq/日未満であり、有識者会議委員から従来と同様に評価されている。 ② 放射線健康相談等支援事業費補助 住民に最も身近な相談窓口である市町村が、放射線による健康リスクや内部被ばくに関する個別健康相談等を実施する場合、その費用の一部を補助する。（補助率 1/2） ア 相談支援等事業：なし イ 内部被ばく検査事業：平泉町のみ
H29 取組 予定	(1) 内部被ばく状況の把握等 ① 放射線内部被ばく健康影響調査（継続調査） 参加者減少を踏まえ、予算額を減らして継続実施予定。 ② 放射線健康相談等支援事業費補助 実施自治体減少を踏まえ、予算額を減らして継続実施予定。
備考	

6 商工労働観光部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<p>(1) 観光風評被害に係る損害賠償支払状況（平成29年1月末時点） 観光に関する支払済 134件 約14億5,000万円</p> <p>(2) 食品加工・流通業等の風評被害に係る損害賠償支払状況（平成29年1月末時点） 食品加工・流通業等に関する支払済 257件 約26億100万円</p> <p>(3) 販路回復・誘客拡大に向けた取組</p> <p>ア 商工関係 首都圏等での物産展を活用した販路開拓支援、アンテナショップを活用した販売拡大活動、WEBを活用した物産展の実施</p> <p>イ 観光関係 教育旅行及び企業・団体研修の誘致活動、受入態勢整備を実施</p>
課題	風評被害の払拭に向け、販路拡大・観光客の誘客強化に引き続き取り組む必要がある。
H28 取組 実績	<p>(1) 情報発信強化、販路拡大に向けた取組 首都圏百貨店での展示販売会の実施や、風評被害のある商品・分野の販路拡大に向け県内外で食の商談会を開催した。また、ネット通販市場での県産品販路拡大に向けた事業者勉強会及び楽天市場内でのWEB物産展を実施した。</p> <p>(2) 誘客拡大に向けた取組 二つの世界遺産などの観光素材等の情報発信により宣伝誘客活動の推進を図るとともに、魅力的な観光地づくりや県内周遊観光を促進するための態勢整備に取り組んだ。 また、アジアの主要市場及び豪州等に対し、海外事務所の活用や東北観光推進機構等との連携により、観光情報の発信、旅行商品造成支援等に取り組んだ。</p>
H29 取組 予定	<p>(1) 情報発信強化、販路拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわたの食と工芸魅力拡大事業費 ア 首都圏百貨店での展示販売会 イ 県内外での食の商談会 風評被害のある商品・分野を主とした販路拡大を図る。 ウ いわたの食情報発信 本県の特徴ある県産食品を全国的イベントに出展し、広く情報発信を行う。 <p>(2) 誘客拡大に向けた取組</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ いわた観光キャンペーン推進協議会負担金 ア 宣伝誘客活動の推進 二つの世界遺産や食等の観光素材を活用した、観光地としての魅力の情報発信を行う。 イ 受入態勢整備の推進 魅力ある観光地域づくり及び周遊促進に向けた受入態勢の整備に取り組む。 ○ 国際観光推進事業 外国人観光客のリピーターの拡大を図るため、歓迎事業等を実施する。
備考	

7 農林水産部

区 分	内 容																																		
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>1 国の出荷制限指示及び県の出荷自粛の要請状況</p> <p>20 品目（14 市町）で国の出荷制限指示・県の出荷自粛要請</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 国の出荷制限指示（12 品目 14 市町） ・ 県の出荷自粛要請（8 品目 13 市町、牧草：14 市町で利用自粛要請） <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>→平成 28 年度は花巻市の野生コゴミが出荷自粛要請解除（H29.1.31）、原木しいたけ（露地）について出荷制限が一部解除され（H28.9.12=12 名、H29.2.28=27 名）、これまで 18 品目の出荷制限指示等が解除</p> </div> <p>2 牧草地の利用自粛解除</p> <p>① 利用自粛を要請している牧草地について、除染作業が全て完了（H26）。現在、除染後の放射性物質濃度が暫定許容値以下であることが確認された圃場から順次利用自粛を解除</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>面積 (ha)</th> <th>解 除</th> <th>未解除</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>除染対象面積^{※1}</td> <td>12,396</td> <td>12,282 (99%)</td> <td>114 (1%)</td> </tr> <tr> <td>耕起不能面積^{※2}</td> <td>3,761</td> <td>3,709 (99%)</td> <td>52 (1%)</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>16,157</td> <td>15,991 (99%)</td> <td>166 (1%)</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1 除染対象面積 12,396ha は全面積除染（耕起）が完了 ※2 耕起不能面積：急傾斜等により耕起ができず除染不可能な牧草地</p> <p>② 国の暫定許容値以下の牧草地について、風評被害対策の一環として市町村が独自に取り組む牧草地の放射性物質低減対策の実施を支援（いわて型牧草地再生対策事業）</p> <p style="text-align: center;">[いわて型牧草地再生対策事業実施面積（累計値）] 単位：ha</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>24 年度</th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>29 年度[※]</th> <th>計画値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>172</td> <td>1,498</td> <td>2,964</td> <td>4,481</td> <td>5,203</td> <td>5,241</td> <td>5,241</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 事業は 28 年度完了の予定であったが、29 年度は台風第 10 号の被害を受けた沿岸地域を対象に実施</p> <p>3 原木しいたけの出荷制限と解除に向けた取組</p> <p>① 13 市町で原木しいたけ（露地栽培）の出荷制限指示。これまで、指標値を超過した原木・ホダ木処理、落葉層除去等によるホダ場の環境整備を進め、12 市町 171 名（うち 28 年度 39 名）が一部解除</p> <div style="text-align: right;">  <p>▲ホダ場の落葉層を除去し、土の跳ね返り防止資材を敷設</p> </div> <p>② 全国的にしいたけ生産用原木が不足し、価格が高騰</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>震災前（H20～22 年平均）</th> <th>震災後（H28 年）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>181 円/本（岩手県内）</td> <td>297 円/本（岩手県内）</td> </tr> </tbody> </table>	区分	面積 (ha)	解 除	未解除	除染対象面積 ^{※1}	12,396	12,282 (99%)	114 (1%)	耕起不能面積 ^{※2}	3,761	3,709 (99%)	52 (1%)	合計	16,157	15,991 (99%)	166 (1%)	24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 [※]	計画値	172	1,498	2,964	4,481	5,203	5,241	5,241	震災前（H20～22 年平均）	震災後（H28 年）	181 円/本（岩手県内）	297 円/本（岩手県内）
区分	面積 (ha)	解 除	未解除																																
除染対象面積 ^{※1}	12,396	12,282 (99%)	114 (1%)																																
耕起不能面積 ^{※2}	3,761	3,709 (99%)	52 (1%)																																
合計	16,157	15,991 (99%)	166 (1%)																																
24 年度	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度 [※]	計画値																													
172	1,498	2,964	4,481	5,203	5,241	5,241																													
震災前（H20～22 年平均）	震災後（H28 年）																																		
181 円/本（岩手県内）	297 円/本（岩手県内）																																		

区 分	内 容						
	4 放射性物質に汚染された農林業系副産物の発生・処理・保管状況（H29.1.31 現在）						
	区分	発生量（t）	処理量（t）	処理割合（%）	保管量（t）		
	牧草	20,499	15,108	73.7	5,392		
	稲わら	574	156	27.2	417		
	牛ふん堆肥	7,039	2,506	35.6	4,533		
	ホダ木	30,747	7,696	25.0	23,051		
	計	58,858	25,466	43.3	33,393		
	5 風評被害対策						
	放射性物質を理由に、岩手県産を含め被災3県の食品の購入をためらう消費者は着実に減少している						
	〔岩手県・宮城県・福島県で生産された食品の購入をためらう消費者の割合〕						
	調査時期	27年2月	27年8月	28年2月	28年8月	29年2月	
	割合	12.6%	11.7%	10.1%	10.6%	9.9%	
	資料：消費者庁「風評被害に関する消費者意識の実態調査」 被災地域と首都圏、関西などの消費者5,176人を対象にインターネットで実施						
課題	1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査 継続的な放射性物質濃度検査実施による安全の確保						
	2 牧草地の利用自粛解除 確実な再除染の実施、利用自粛牧草地の早期の解除						
	3 原木しいたけの産地再生 出荷制限の解除に向けたホダ場の環境整備の推進、価格高騰している原木の確保						
	4 農林業系副産物の適正な管理 焼却等処理が終了するまでの間の適切な保管管理						
	5 風評被害対策 県産農林水産物の信頼確保、販路の回復・拡大						
H28 取組 実績	1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査 消費者に安全な県産農林水産物を供給していく観点から、「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき検査を実施						
	年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
	検査件数	8,314件	18,234件	17,575件	17,074件	15,246件	11,767件
	※平成28年度件数は、H29.1月末現在						
	2 牧草地の利用自粛解除						
	① 除染後の牧草の放射性物質濃度検査により、国の暫定許容値を超過したほ場について、再除染及び施肥設計等の技術指導を実施						
	② 放射性物質検査による利用自粛牧草地の利用自粛解除						
	 ▲牧草地の除染作業						

区 分	内 容														
	<p>3 原木しいたけの産地再生</p> <p>① 生産再開に向け、出荷制限解除に向けた放射性物質濃度検査や栽培管理指導を実施</p> <p>② 指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去等によるホダ場の環境整備を実施</p> <table border="1" data-bbox="360 349 1217 517"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>計画 ①</th> <th>実績② (H29.1 末現在)</th> <th>進捗率 ②/①</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほだ木一時保管</td> <td>6,107 千本</td> <td>6,058 千本</td> <td>99%</td> </tr> <tr> <td>落葉層の除去</td> <td>416 千㎡</td> <td>402 千㎡</td> <td>97%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※新たに指標値超過が判明した場合は、その都度適切に対応</p> <p>③ しいたけ原木等生産資材の導入支援</p> <p>④ 露地栽培から施設栽培に転換する際の簡易ハウスの整備を支援</p> <p>⑤ 林業技術センターに原木非破壊検査機を導入し、原木検査を開始するとともに、より効率的な検査方法の確立に向けた実証試験を実施</p>  <p>▲しいたけ原木非破壊検査機</p> <p>4 農林業系副産物の適正な管理</p> <p>① 牧草、稲わらについては、一時集中保管施設や牧草梱包ラップの経年劣化等に対する維持管理・修繕等を支援</p> <p>② 原木・ほだ木については一時保管や運搬に要する経費について支援</p> <p>③ 焼却処理を基本に、市町村と連携しながら処理を推進</p> <p>5 風評被害対策</p> <p>(風評被害の払拭と販路回復に向けた情報発信)</p> <p>県産農林水産物の安全・安心をPRするポスターの作成や雑誌への記事掲載、Web サイトによる情報発信、県産食材を提供する飲食店での情報発信、生産者が参加する首都圏におけるPRイベントなどを実施</p>  <p>▲安全・安心PRポスター</p> <p>(市町村や生産者団体等による安全・安心をPRする取組への支援)</p> <p>首都圏等において、物産展等の開催を通じて、県産農林水産物の安全・安心や品質の高さの確保に向けた産地の取組等を消費者に対して広くPRする取組を支援</p>  <p>▲首都圏での県産農林水産物等のPRイベント</p>			区 分	計画 ①	実績② (H29.1 末現在)	進捗率 ②/①	ほだ木一時保管	6,107 千本	6,058 千本	99%	落葉層の除去	416 千㎡	402 千㎡	97%
区 分	計画 ①	実績② (H29.1 末現在)	進捗率 ②/①												
ほだ木一時保管	6,107 千本	6,058 千本	99%												
落葉層の除去	416 千㎡	402 千㎡	97%												

区 分	内 容
H29 取組 予定	<p data-bbox="296 259 1430 398">第3期復興実施計画において、「放射性物質の影響を受けた産地の早期再生と消費者の信頼確保」を重点事項に位置付けており、出荷制限の早期解除に向けた生産環境の整備や県産農林水産物の販路回復・拡大に取り組む</p> <p data-bbox="296 454 1430 488">1 県産農林水産物の放射性物質濃度検査</p> <p data-bbox="304 495 1430 573">四半期毎に作成する「県産農林水産物の放射性物質濃度の検査計画」に基づき、放射性物質濃度の検査を継続的に実施</p> <p data-bbox="296 629 1430 663">2 牧草等の利用自粛解除等</p> <p data-bbox="331 669 1430 748">牧草等の安全性確保のための放射性物質調査の実施や牧草の利用自粛解除を推進 〔放射性物質被害畜産総合対策事業（138百万円）〕</p> <p data-bbox="296 804 1430 837">3 原木しいたけの産地再生</p> <p data-bbox="304 844 1430 922">原木しいたけの一日も早い産地再生を図るため、生産から販売までの対策を市町村・関係団体と連携して実施</p> <p data-bbox="304 938 1430 1068">① 出荷制限解除に向け、指標値を超過した原木・ホダ木の処理、落葉層除去、土壌のホダ木への跳ね返し防止資材の敷設等による放射性物質の影響を低減するためのホダ場環境整備を支援 〔きのこ原木等処理事業（25百万円）〕</p> <p data-bbox="304 1106 1430 1236">② しいたけ生産者の経営基盤を強化するため、原木や菌床用培地等の生産資材の導入や露地栽培から施設栽培へ転換する際の簡易ハウスの整備を支援 〔特用林産施設等体制整備事業（147百万円）〕</p> <p data-bbox="304 1274 1430 1352">③ 不足する原木を確保するため、しいたけ原木を生産する団体等で構成する「しいたけ原木供給連絡会議」において、広域的な需給調整を実施</p> <p data-bbox="304 1413 1430 1543">④ 原木しいたけの産地再生のため、出荷制限解除に必要な検査を実施。28年度に導入したしいたけ原木用非破壊検査機を本格的に活用し、検査効率の向上を図るとともに、より安全な原木を供給 〔特用林産物等放射性物質調査事業（61百万円）〕</p> <div data-bbox="608 1581 1070 1787" style="text-align: center;"> </div> <p data-bbox="296 1845 1430 1879">4 農林業系副産物等の適正な管理</p> <p data-bbox="304 1886 1430 1964">① 放射性物質に汚染された牧草等を適切に保管するための取組を支援 〔放射性物質被害畜産総合対策事業（再掲138百万円）〕</p> <p data-bbox="304 2002 1430 2080">② 放射性物質に汚染され使用自粛となった原木等を適切に保管するための取組を支援 〔きのこ原木等処理事業（再掲25百万円）〕</p>

区 分	内 容
	<p>5 風評被害対策</p> <p>① 県産農林水産物の評価向上と取引拡大を推進するため、PRイベントやレセプション等を開催</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 関西圏での有名シェフによるレセプション ・ 首都圏市場関係者等を対象とした県産夏野菜トップセールス ・ いわて牛取引先等を対象とした「いわて牛の集い」 ・ 輸出有望市場である東南アジアでのプロモーション 等 <p>② 失われた販路の回復と拡大に向け、鉄道車内広告等による情報発信や「黄金の國、いわて。」応援の店、首都圏レストラン等での県産食材フェア等を実施</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>いわて農林水産物消費者理解増進対策事業（52百万円）</p> <p>いわての農林水産物まるごと展開事業（9百万円）</p> <p>いわて農林水産物ブランド輸出促進事業（6百万円）</p> </div>  <p style="text-align: right;">▲大田市場での夏野菜トップセールス</p> <p>③ 県産食材の認知度や評価を高めるため、短角牛など希少価値の高い品目を首都圏等へ提供する新たな仕組みづくりを展開 [いわての食財ゲートウェイ構築展開事業（10百万円）]</p> <p>④ 県産農林水産物の輸出拡大を図るため、復興道路の活用など新たな輸出ルートを検討 [いわて農林水産物海外プロモーション強化事業（13百万円）]</p> <p>⑤ 消費者に選ばれる産地を確立するため、水産物の高度衛生品質管理の取組を活かした商品開発や販路開拓等を促進 [水産物産地強化促進事業（8百万円）]</p> <p>⑥ 醸造用ぶどうの生産に適している本県の気象・土壌条件を生かし、地域の特色あふれる高品質なワインを生み出す「ワインヒルズ」の形成を推進 [いわてワインヒルズ推進事業（5百万円）]</p>  <p style="text-align: right;">▲復興道路を活用した共同輸送の試験運行</p>
備考	

8 県土整備部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<p>【県管理道路関係】</p> <p>県管理道路における側溝等の清掃について、原発事故以前は、維持管理上支障となっている箇所を清掃し、中間処理場に搬入し、セメント材料へのリサイクルをしていたが、放射能汚染が問題となってから清掃作業は自粛している。</p> <p>【流域下水道関係】</p> <p>県が管理する全ての浄化センター（都南、北上、水沢、一関）から発生した脱水汚泥は、都南浄化センター及び北上浄化センターでそれぞれ焼却しており、その焼却灰からは引き続き放射性物質が検出されているが事故当初と比べて低減している。平成27年1月から原発事故以前と同様の処分方法（セメント原料等）になっている。</p>
課題	<p>【県管理道路関係】</p> <p>側溝等の土砂については、処理基準が国から示されていないため、道路側溝等の清掃に伴い発生する土砂の処理に苦慮している。</p>
H28 取組 実績	<p>【流域下水道関係】</p> <p>下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するために、放射性物質濃度の測定を行った。</p>
H29 取組 予定	<p>【県管理道路関係】</p> <p>汚染土壌の処分基準が示され次第、処分・再利用方法について検討を行う。</p> <p>【流域下水道関係】</p> <p>下水汚泥等（脱水汚泥と焼却灰）を安全に処分するために、放射性物質濃度の測定を継続する。</p>
備考	

9 県南広域振興局

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<p>1 放射性物質に汚染された廃棄物処理の状況</p> <p>(1) 農林業系副産物 放射性物質により汚染された農林業系副産物（牧草、稲わら、堆肥及びホダ木）の処理については、県南広域管内市町等の処理施設において焼却処理中（一部では焼却終了）。</p> <p>(2) 道路側溝土砂 管内では、奥州市の3ヶ所、一関市の13ヶ所において一時保管場所を確保し撤去した土砂等を一時保管中。</p> <p>2 原木しいたけの産地再生への取組み</p> <p>露地栽培原木しいたけの産地再生に向けては、国による出荷制限指示解除に向けた検査を継続するとともに、平成27年5月に結成した「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」による生産指導を継続中。</p>
課題	<p>1 汚染された廃棄物処理</p> <p>汚染された農林業系副産物の焼却に当たっては、中長期保管対策が必要。側溝等に堆積した汚染土壌の処理方法等については、引き続き市町と地域住民との話し合いが必要。</p> <p>2 原木しいたけの産地再生</p> <p>国による出荷制限指示解除に向けた取組みの加速と生産者への指導体制の充実強化、生産技術の向上が必要。</p>
H28 取組 実績	<p>1 汚染された廃棄物処理</p> <p>汚染された農林業系副産物や側溝等の汚染土壌については、管内市町等による処理が円滑に行われるよう支援。</p> <p>2 原木しいたけの産地再生への取組み</p> <p>各地区で研修会や説明会などを開催したほか、「県南広域原木しいたけ産地再生応援隊」による会議を複数回開催し生産指導を徹底。</p> <p>3 空間線量の測定や放射性物質濃度の測定</p> <p>道路や公共施設等の空間線量を定期的に測定したほか、農畜産物、林産物や山菜などの放射性物質濃度を定期的に測定するなど安定した出荷を支援。</p>
H29 取組 予定	<p>これまでの取組みを継続するとともに、関係機関との連携を強化しながら管内市町等の取組みが促進されるよう支援。</p>
備考	<p>《参考》 国の出荷制限指示及び県の出荷自粛要請の解除状況（平成29年3月末現在）</p> <p>1 原木しいたけ 県南広域振興局管内の出荷制限指示解除生産者は123戸〔全県で171戸〕。</p> <p>2 野生山菜 県南広域振興局管内の出荷制限指示及び出荷自粛要請の解除は3例（奥州市のフキ、一関市のセリ、花巻市のコゴミ）〔全県で4例〕。</p>

10 医療局

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	<ul style="list-style-type: none"> ○ 県立病院等施設に係る放射線量の測定を実施。 ○ 実施内容の概要は下記のとおり。 <p>【対象施設】</p> <p>全ての県立病院、附属地域診療センター、病院保育所</p> <p>【測定時期】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一関市及び奥州市に所在する施設は、3ヶ月毎に測定。(3・6・9・12月) ・ その他の施設は、6ヶ月毎に測定。(3・9月) <p>【測定方法】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県立病院の放射線部門で保有するサーベイメータ等を使用。 ・ 地上50cmを測定。(子供の利用も考慮) ・ 測定地点は病院及び附属地域診療センターの正面玄関前及び駐車場中央部、院内保育所の正面玄関前及び園庭。(病院長の判断で追加も可) <p>【測定結果の公表】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岩手県ホームページへの掲載、施設内提示。 <p>※ 平成28年度の放射線測定量は、全施設において基準値以下の状況である。</p>
課題	特になし
H28 取組 実績	現状・これまでの取組に同じ
H29 取組 予定	<ul style="list-style-type: none"> ○ 平成28年度と同様の取組みを継続して実施することとし、測定結果を踏まえ、基準値を超えた場合は、速やかに除染措置を講じるものとする。
備考	

11 企業局

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	工業用水道に係る放射性物質濃度等の測定 (1) 工業用水に含まれる放射性物質濃度の測定 脱水汚泥から 100Bq/kg を超える放射性物質が検出された場合、又は、同一地域の水道水から高濃度（10Bq/kg を超える値）の放射性物質が検出された場合に測定する。 平成 28 年度は測定実績なし。 (2) 脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定 脱水汚泥の処理（再利用、最終処分）を適切に行うため受入れ先との協議に基づき測定時期・頻度を決定し測定する。平成 28 年度は 2 回測定し、結果はいずれも検出限界以下であった。 (3) 敷地境界等の空間線量率の測定 脱水汚泥の放射性物質濃度測定結果が国の定める要件に該当し、平成 25 年 1 月 23 日付けで除外施設として東北地方環境事務所長の確認を受けたことにより、法令による脱水汚泥施設の空間線量率測定義務はなくなったが、周辺住民や作業従事者の安全を確認するために、6 か月に 1 回の頻度で測定し、結果はいずれも国が目標とする追加被曝線量年間 1 mSv (=0.23 μ Sv/h) 以下であった。
課題	特になし。
H28 取組 実績	現状・これまでの取組に同じ
H29 取組 予定	(1) 工業用水に含まれる放射性物質濃度の測定 平成 28 年度と同様の取組を継続して実施 (2) 脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定 平成 28 年度と同様の取組を継続して実施 (3) 敷地境界等の空間線量率の測定 定期的な測定は廃止し、脱水汚泥に含まれる放射性物質濃度の測定結果が高い場合に測定する。
備考	100Bq/kg を超える脱水汚泥については平成 25 年 10 月 16 日で処分終了

12 教育委員会事務局

区 分	内 容
<p>現状 ・ これ まで の 取組</p>	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定</p> <p>ア 県立学校 各県立学校において、定期的（原則月 1 回）に校地内の空間線量率を測定（校庭ほか、雨どい下、側溝などを測定）し、屋外プールを使用する学校については、利用開始前に空間線量率を測定。</p> <p>また、平成 24 年度～平成 25 年度汚染状況重点調査地域内の県立学校において、グラウンド等面的除染を実施した 4 校（前沢高校、前沢明峰支援学校、千厩高校、一関清明支援学校）について、毎年、積算線量計により除染後の状況を確認。</p> <p>イ 県教育委員会所管施設 各施設において、各施設指定管理者が、定期的に敷地内の空間線量率を測定。</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定</p> <p>県立学校 11 校に設置した測定機器（NaI シンチレーションスペクトロメータ）により、学校給食食材等の測定を実施。（検出下限値 核種 10 Bq/kg）</p> <p>また、測定機器を持たない市町村等からの依頼に応じて測定を実施。</p> <p>※ 平成 28 年度までの測定において、空間線量率及び放射性物質濃度の基準値を超えた事例はない。</p>
<p>課題</p>	<p>児童・生徒、県民等の放射線に対する不安の声が完全に解消されていないこと。</p>
<p>H28 取組 実績</p>	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定</p> <p>県立学校 82 か所において、定期的（原則月 1 回）に測定を実施 県立学校で屋外プールを使用する 31 校で測定を実施（5～7月） 汚染状況重点調査地域内の県立学校のうち、グラウンド等面的除染を実施した 4 校について、積算線量計での測定を実施（5～7月） 県教育委員会所管施設、12 施設において、測定を実施（年 1～2 回） 結果について、県公式ホームページで公表</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定</p> <p>県立学校 11 校で、942 件（2/17 現在、食材 13 件・提供後給食 929 件）の測定を実施 結果について、県公式ホームページで公表</p>

区 分	内 容
H29 取組 予定	<p>(1) 県立学校や県教育委員会所管施設における空間線量率の測定</p> <p>県立学校82か所において、定期的(2ヶ月に1回、汚染状況重点調査地域内にある県立学校については、原則月1回)に測定を実施</p> <p>県立学校で屋外プールを使用する学校で測定を実施(5～7月)</p> <p>汚染状況重点調査地域内の県立学校のうち、グラウンド等面的除染を実施した4校について、積算線量計での測定を実施(5～7月)</p> <p>県教育委員会所管施設、7施設において、測定を実施(年1～2回)</p> <p>結果について、県公式ホームページで公表</p> <p>(2) 県立学校における学校給食食材等の放射性物質濃度の測定</p> <p>県立学校11校で測定を実施</p> <p>結果について、県公式ホームページで公表</p>
備考	空間線量率の測定結果から、除染が必要となった場合には、速やかに除染の措置を講じる。

13 警察本部

区 分	内 容
現状 ・ これ まで の 取組	県内警察施設における空間線量率の測定（計 20 施設） ・ 重点調査対象地域における 4 警察署～1 か月に 1 回実施 ・ その他の地域に所在する警察本部、警察署など 16 施設～6 か月に 1 回 低減措置なし。 ※ 平成 23 年度から測定を開始し、継続しているもの。
課題	特になし。
H28 取組 実績	現状に同じ。
H29 取組 予定	現状に同じ。
備考	重点調査対象地域の測定については、他地域より測定値が高かったことから、平成 23 年度 まで 3 か月に 1 回としていた測定頻度を翌年度から 1 か月に 1 回とした。